

総合事業 市民説明会

(介護予防・日常生活支援総合事業)

平成28年11月・12月

習志野市 健康福祉部 高齢者支援課

主な項目

- 1 介護保険制度とは
- 2 介護予防・日常生活支援総合事業とは
- 3 利用手続き(訪問型サービス・通所型サービス)
- 4 習志野市の行う総合事業
- 5 総合事業創設の経緯
- 6 総合事業のねらい
- 7 習志野市の総合事業の今後

1 介護保険制度とは

- 平成12年4月から開始
- 市町村が保険者となって運営
- 40歳になった月から加入し、保険料を負担
- 介護が必要になったときは、費用の一部が保険者から支払われる。
- 財源は、保険料5割、公費(税金)5割

1 介護保険制度とは

• サービスを受けるためには(現状)

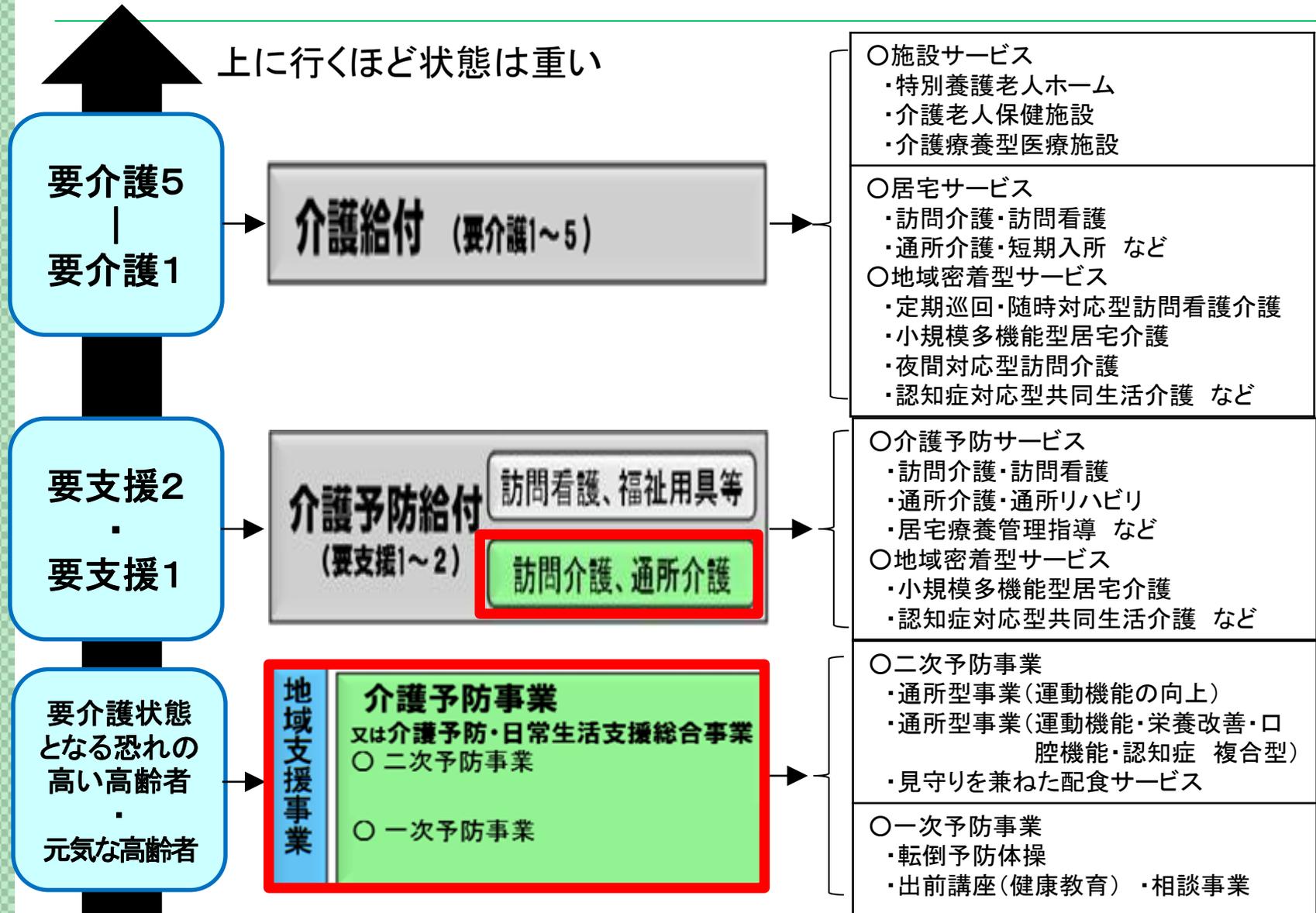
- ① 市(介護保険課)に申請する。
- ② 要介護・要支援の認定を受ける。

認定区分は【要支援】1・2【要介護】1～5(7段階)

- ③ ケアマネジャーの計画に基づきサービスを利用
 - ④ 自己負担は1割(一定以上所得者は2割)
- ## • 要介護・要支援の方以外のサービス(現状)

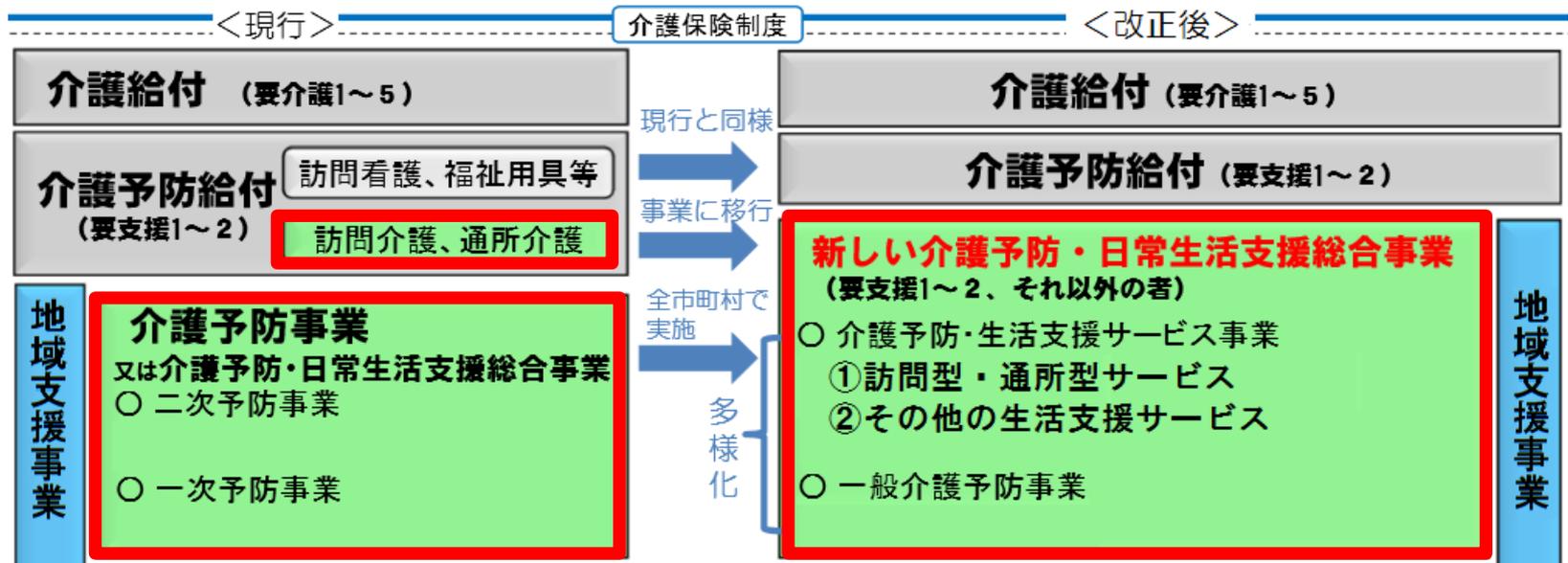
- ① 一次予防事業:元気な状態の高齢者
- ② 二次予防事業:要介護状態となる恐れの高い高齢者

1 介護保険制度とは



2 介護予防・日常生活支援総合事業とは

- 平成26年度の介護保険法改正により創設
 (「新しい総合事業」と略されることが多い。)



- 習志野市では、平成29年4月から「総合事業」に移行する。

2 介護予防・日常生活支援総合事業とは 習志野市

- 総合事業は、市町村が主体的に実施する地域支援事業に位置付けられる。



習志野市では...

- サービスについては、現在のサービスを負担額を変更せず、引き続き実施する予定。
- 現行の介護予防のヘルパー、デイサービスが必要な要支援者等が、引き続き 現行相当のサービスを受けられるようにする。

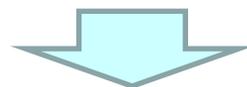
2 介護予防・日常生活支援総合事業とは

- 要支援1又は要支援2の方が現在受けているサービスが直ちに変わるということはない。
- 総合事業に再編されることで、訪問型サービス(ヘルパー)や通所型サービス(デイサービス)を利用するときの手続が変わる(2通りとなる)。

3 利用手続き

(訪問型サービス・通所型サービス)

- 現在、要支援1・要支援2の方が利用している「ヘルパー」と「デイサービス」は、「総合事業のサービス」として利用することになる。



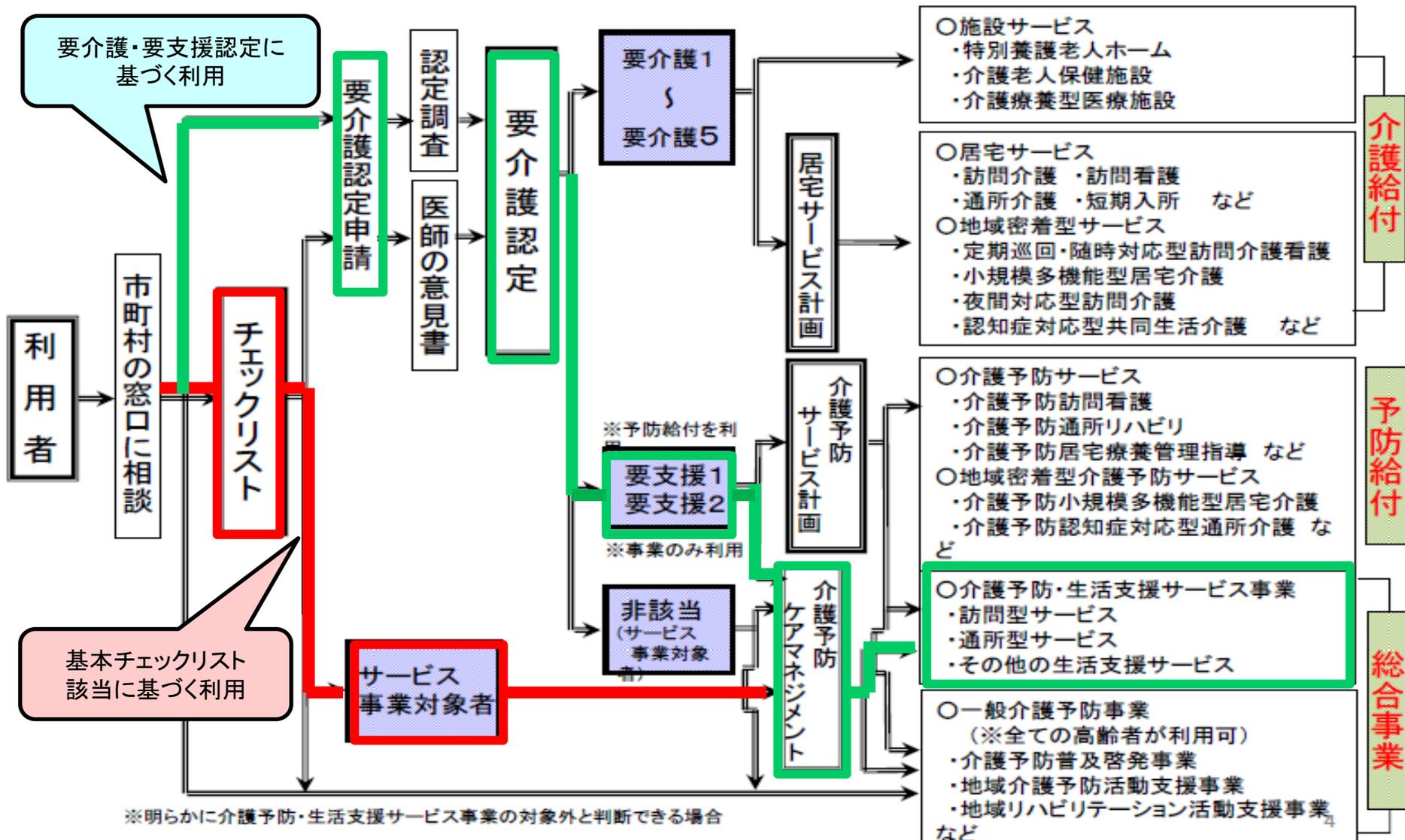
【利用手続きの変更】

- 「要支援認定に基づく利用」に加え、「基本チェックリスト該当に基づく利用」が可能となる。

基本チェックリスト：日常生活の状態や運動機能などを確認するためのチェックリスト

- 必要時に、より早くサービス利用につながる事が可能

3 利用手続き (訪問型サービス・通所型サービス)



3 利用手続き (訪問型サービス・通所型サービス)

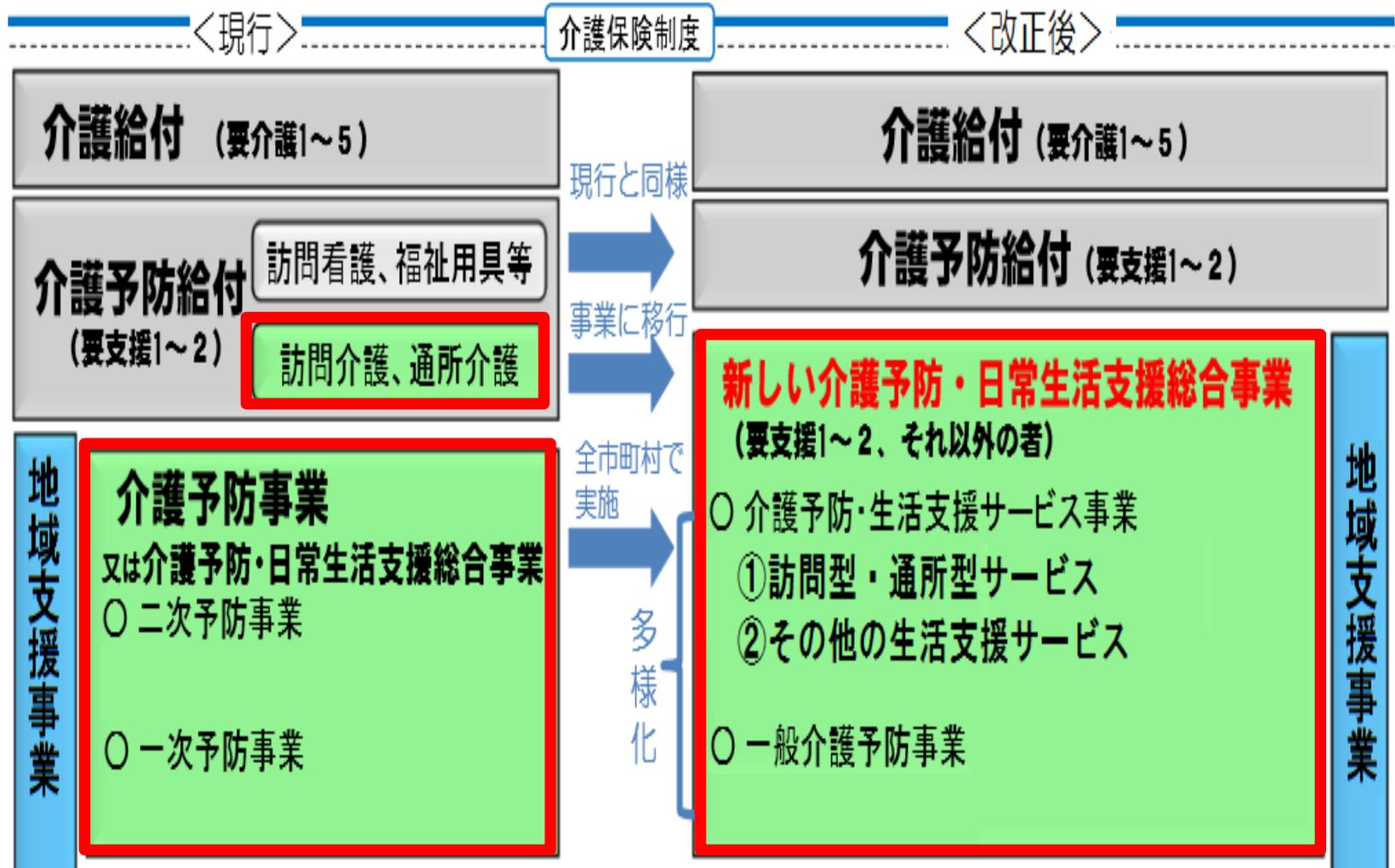
- 「基本チェックリスト」とは

①くらし(日常生活の状態) / ②運動機能
③栄養状態 / ④口腔機能 / ⑤外出(閉じこもり傾向)
⑥もの忘れ(認知症) / ⑦こころ(うつの傾向)

上記7項目に関する 25の質問で確認する。

- 実際に、基本チェックリストを見てみましょう。
(別紙)
- 「基本チェックリストによる確認」は、
市役所や高齢者相談センターの窓口で、
専門職が面談をしながら行う。

4 習志野市の行う総合事業



4 習志野市の行う総合事業

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

(1)介護予防・生活支援サービス事業(サービス事業) (P12~)

- 対象者は、制度改正前の要支援者に相当する者。
 - ①要支援認定を受けた者
 - ②基本チェックリスト該当者(事業対象者)

事業	内容
訪問型サービス	要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供
通所型サービス	要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供
その他の生活支援サービス	要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守りを提供
介護予防ケアマネジメント	要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメント

習志野市の事業(一例)

- 介護予防相当のヘルパー
- 介護予防相当のデイサービス
- 運動機能の向上を目指した短期間の通所型プログラム
- 見守りを兼ねた配食サービス

現行のヘルパーとデイサービスは、ここに位置付けられる。

4 習志野市の行う総合事業

(2) 一般介護予防事業

(2) 一般介護予防事業 (P13~)

○ 対象者は、第1号被保険者の全ての者及びその支援のための活動に関わる者。

事業	内容
介護予防把握事業	収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う
地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行う
地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等による助言等を実施

習志野市の事業(一例)

● 介護予防把握事業

- 通所型の介護予防教室
- 健康講座・健康相談
- 転倒予防体操
- 口腔機能の向上事業
- 低栄養予防事業

- 転倒予防体操推進員の養成、支援
- 高齢者相談員による訪問、これに対する支援

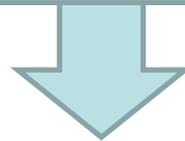
- 理学療法士等のリハビリテーション職による運動指導

5 総合事業創設の経緯

介護予防の重要性は、制度発足当初から認識されていた。

急速に少子高齢化が進む日本

【2025年】「団塊の世代」が75歳以上となる。
(本市でも、人口の13.6%が75歳以上となる。)



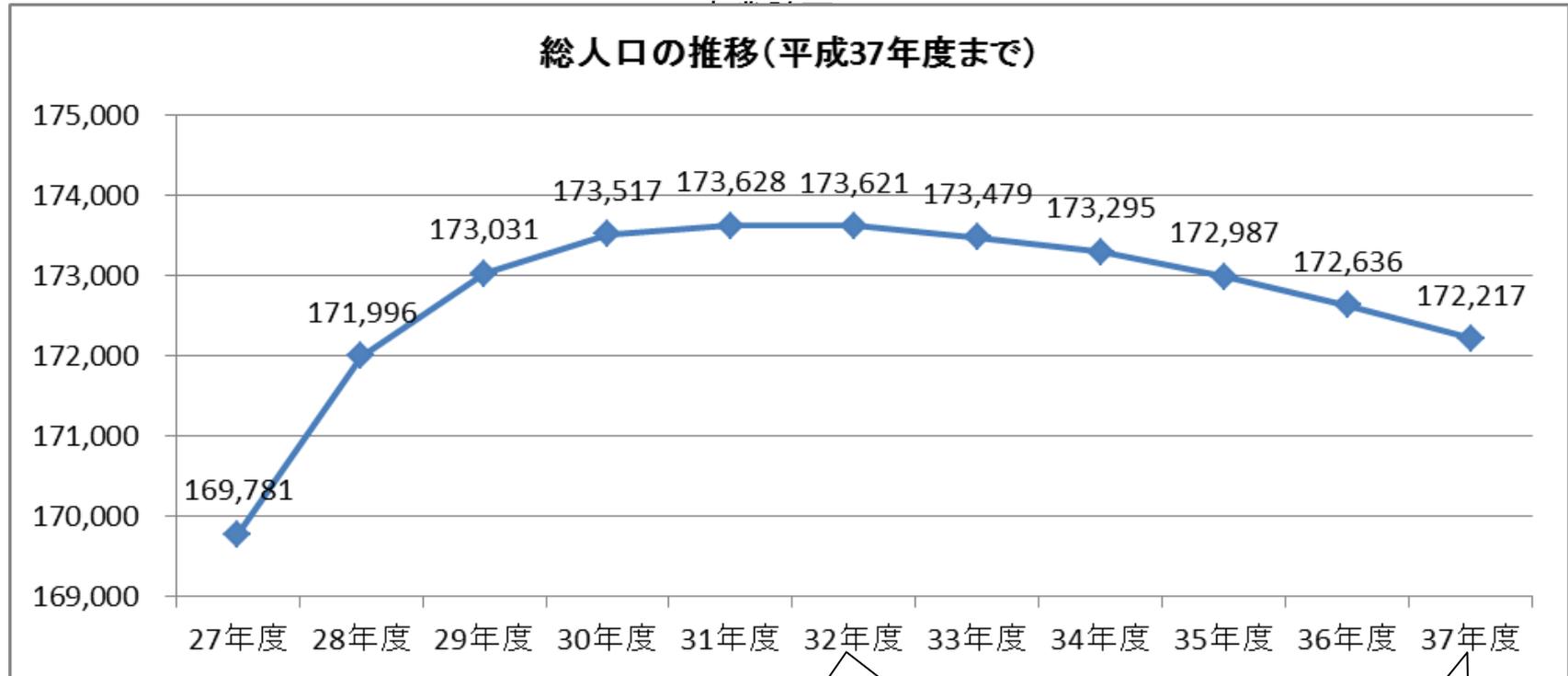
社会保障費の増加は、避けては通れない
(本市の介護保険給付費(2025年度見込)約134億円)



介護予防により社会保障費の増加を
抑制することが重要

【参考】 習志野市の人口推移①

※(出典)習志野市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険



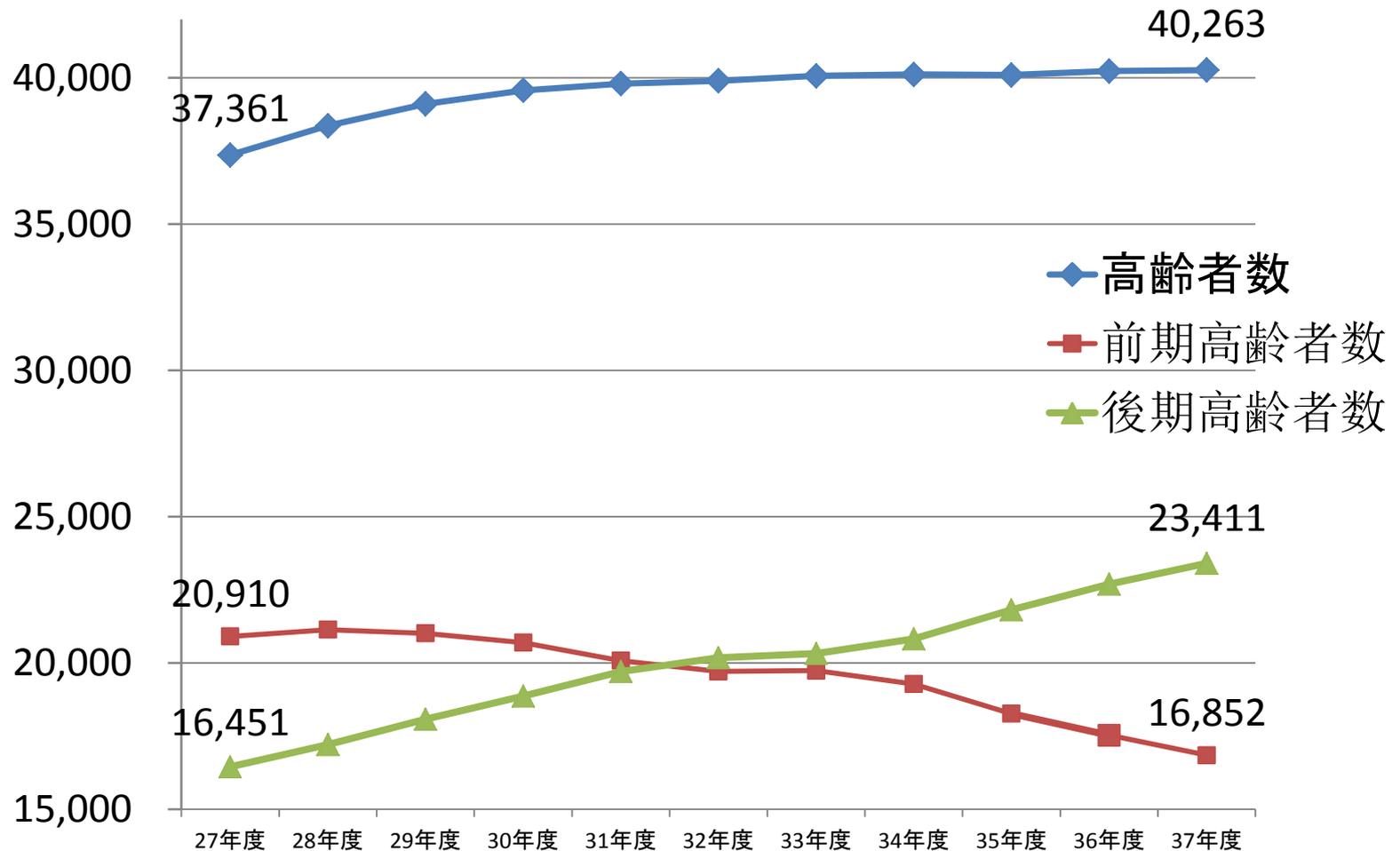
2020年 東京オリンピック

団塊の世代が75歳以上となる

【参考】 習志野市の人口推移②

※高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画の値を用いて作成

高齢者人口の推移(平成37年度まで)



6 総合事業のねらい

(1) 生活支援のニーズの増加に応じた提供体制づくり

【例】「単身・高齢者のみの世帯」の増加



介護保険では対応しにくい生活支援のニーズの増加
(見守り・ゴミ出し・電球交換など)



- 地域による助け合い・支え合いによる対応(互助)が必要。

6 総合事業のねらい

(2) 高齢者の社会参加の重要性

【例】 これまでの介護予防＝機能回復訓練が中心



居場所づくりの必要性

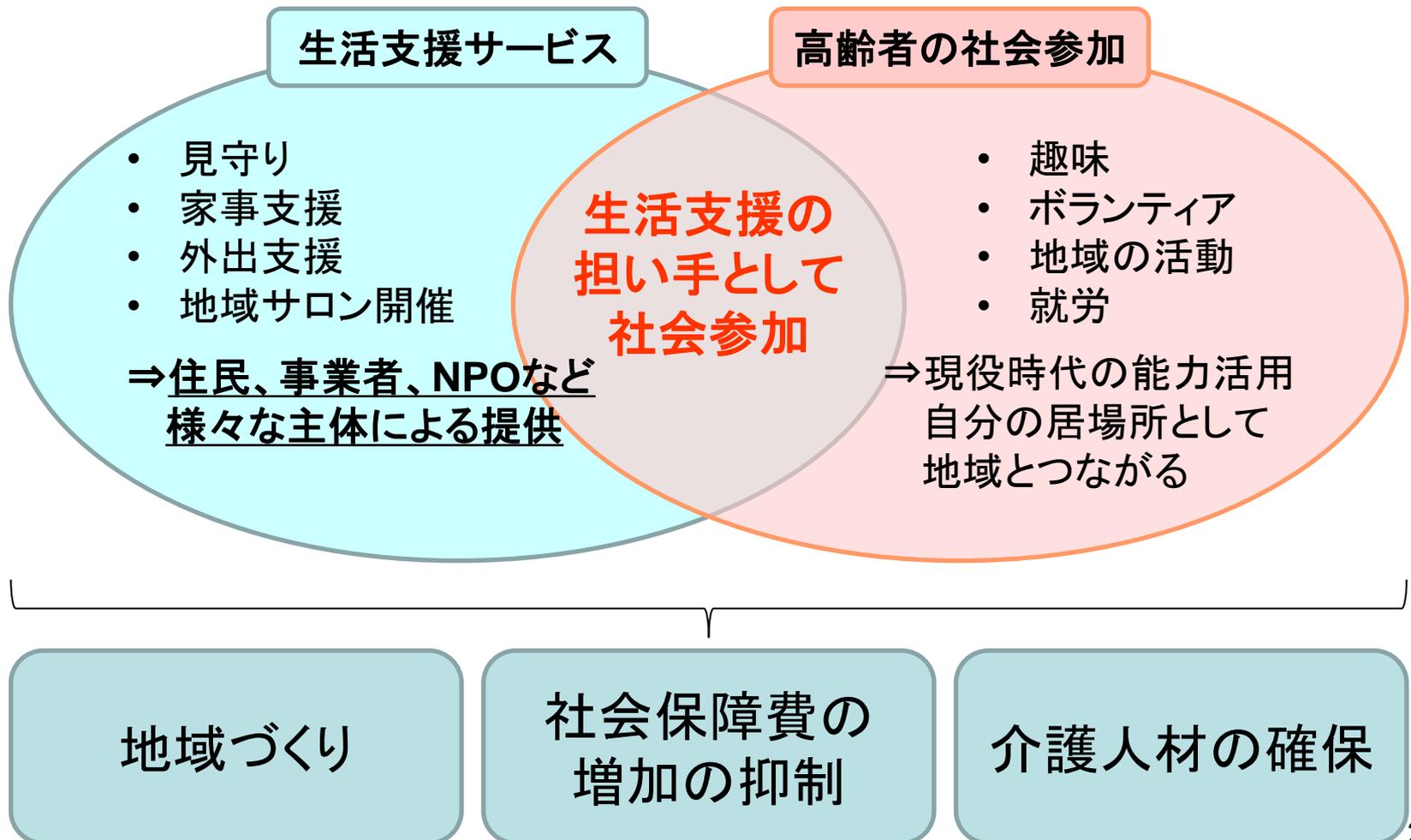
(趣味・ボランティア・地域の活動・就労)



- 「通いの場」を地域に用意し、高齢者の健康づくり、介護予防が自主的に取り組まれること(自助)が必要
(地域のサロン、体操教室、デイサービス、就労先)

6 総合事業のねらい

(3) 生活支援(互助)と社会参加(自助)は密接不可分



6 総合事業のねらい



高齢者、5～10歳若返り...老年学会 10～20年前と比較...知力・体力向上 病気の人減少

日本老年学会は12日、65歳以上の高齢者の身体、知的機能や健康状態についての分析結果を発表した。

最新の科学データを総合すると、「現在の高齢者は10～20年前に比べて、5～10歳は若返っていると想定される」と評価。高齢者の健康状態は個人差が大きい、「高齢者が就労やボランティア活動などに参加できる社会を創ることが今後の超高齢社会を活力あるものにするために大切だ」との声明を出した。（読売新聞／2015年6月13日）より抜粋



高齢者は若返っている！

あなたの「社会参加」は？

仕事



サークル活動



ボランティア 支え合い



町会活動



あなたの「社会参加」は？

転倒予防体操推進員



民生委員 高齢者相談員



サロン活動

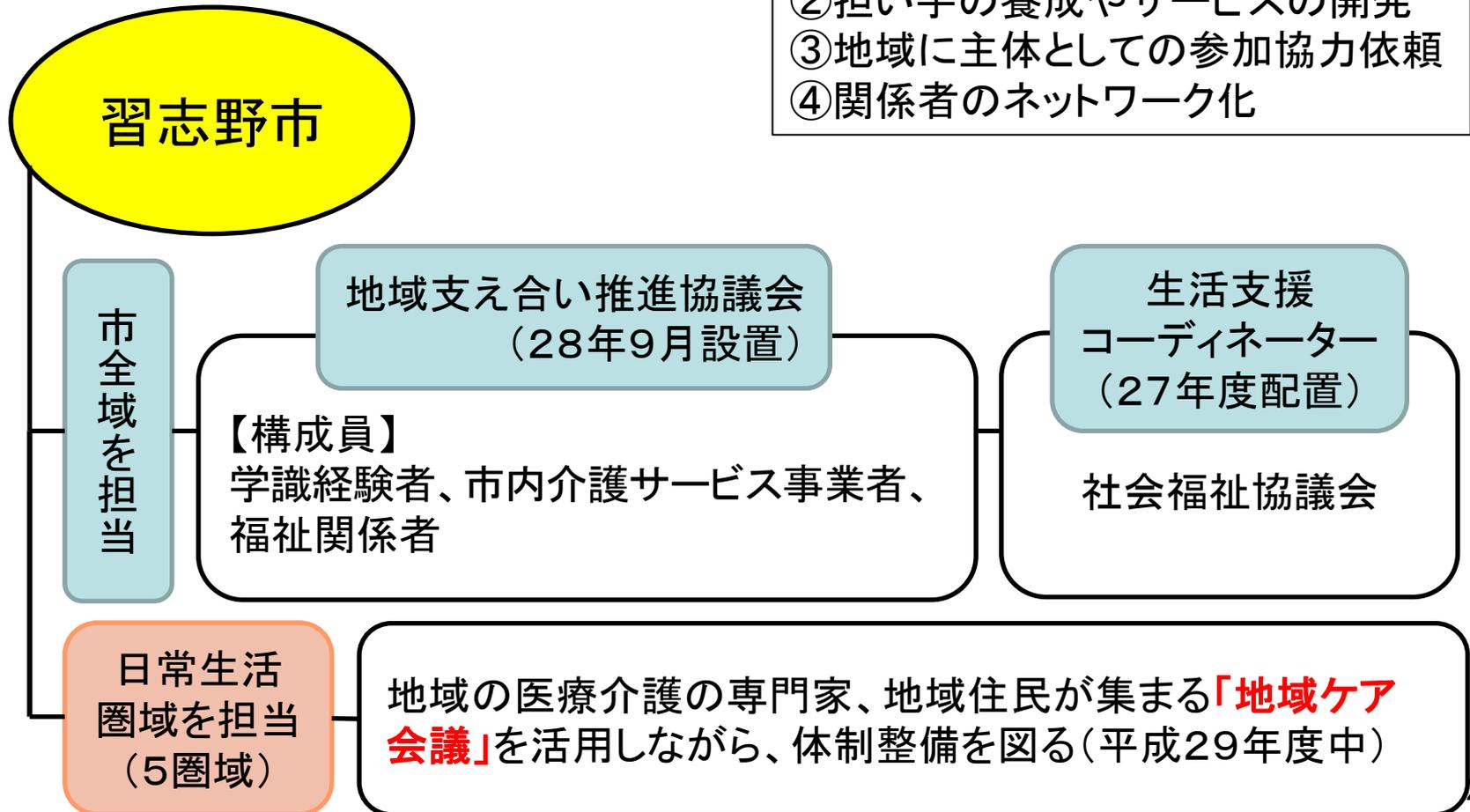


7 習志野市の総合事業の今後

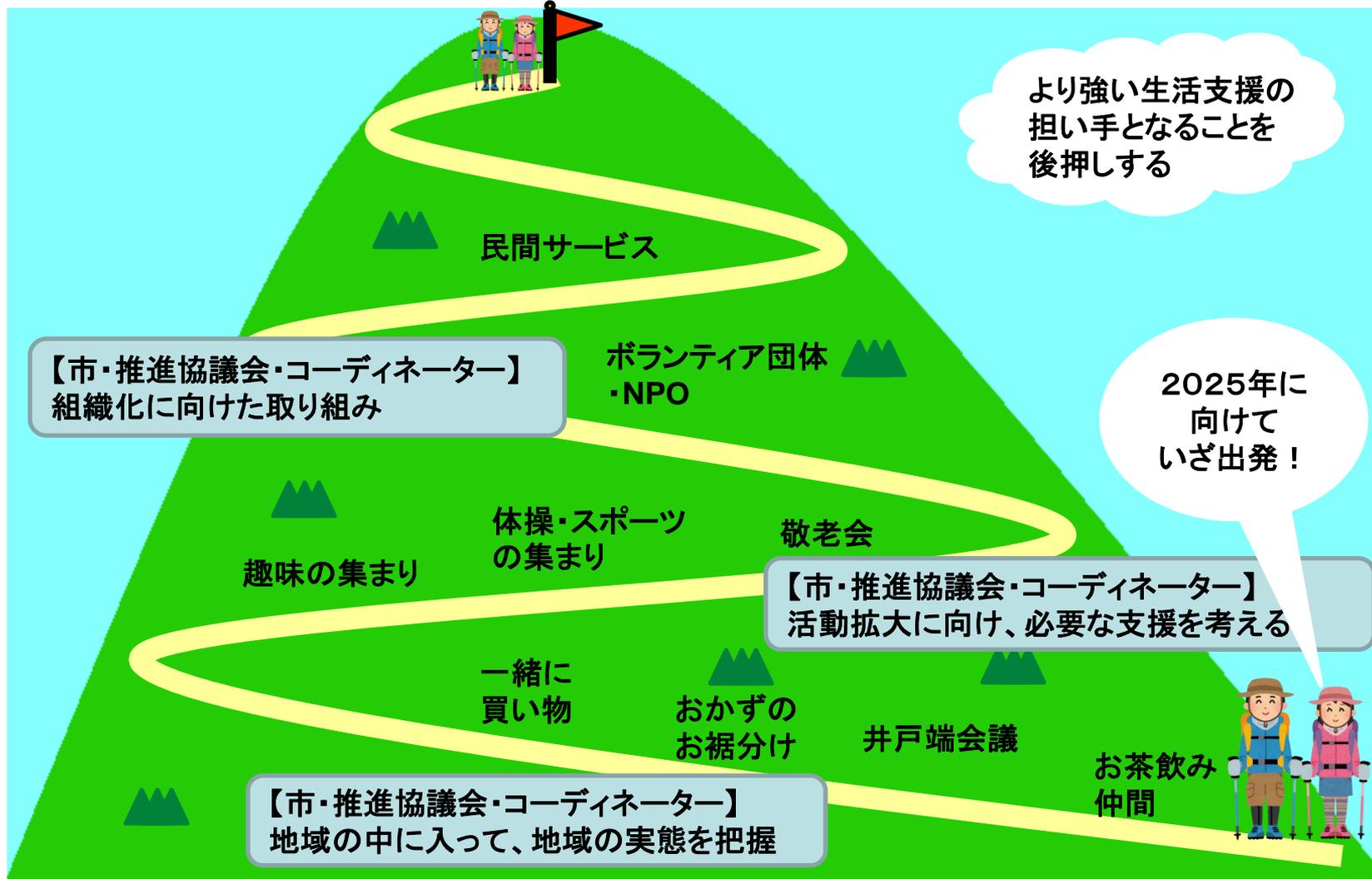
総合事業のねらいを実現するために

生活支援体制の整備

- ①地域のニーズと資源の可視化
- ②担い手の養成やサービスの開発
- ③地域に主体としての参加協力依頼
- ④関係者のネットワーク化



7 習志野市の総合事業の今後



ご清聴ありがとうございました。

